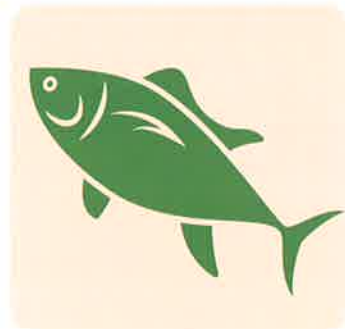
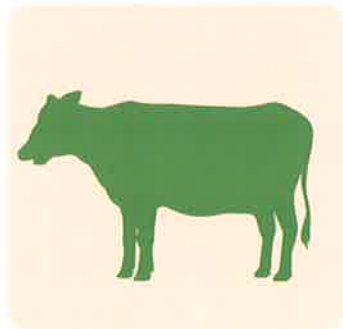


平成29年度  
(第3回 追加募集)

新たな「地域資源や地域特性を活用するビジネス」を支援する

# みえ地域コミュニティ 応援ファンド助成金

募集案内



地域資源  
活用型

募集期間

平成29年度第3回

平成30年2月20日(火)～3月19日(月)



公益財団法人三重県産業支援センター

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地(三重県合同ビル5階)

TEL: 059-228-3585 FAX: 059-228-3800

みえ地域コミュニティ応援ファンド助成金 URL <http://www.miesc.or.jp/shigen-fund/>

# みえ地域コミュニティ応援ファンド

## 地域資源活用型

### 助成金交付事業募集案内

「みえ地域コミュニティ応援ファンド」は、多様な主体が新しい時代の担い手として、地域の発想や工夫による特色あるビジネスを創出することを支援するものです。

この応援ファンドの活用による助成金交付事業は、県内の各地域において新たな「地域資源や地域特性を活用するビジネス」を創出していくために必要な、初期段階の必要経費に対して資金面から支援します。

#### 1 助成対象者

県内に主たる事務所または事業所を有する、次の者を対象とします。

- (1) 創業者
- (2) 新事業を行おうとする中小企業者
- (3) NPOや大学等で新事業を行おうとする者

※(3)については助成総額の3割未満の範囲で対応します。

注1：創業者とは、これから創業もしくは会社を設立する者とし、事業実績報告の提出までに手続きを済ませることを対象条件とします。

注2：新事業とは、以下のことをさします。

- |                         |                          |
|-------------------------|--------------------------|
| ■ 新商品の開発、生産又は既存商品の改良    | ■ 新サービスの開発、提供又は既存サービスの改良 |
| ■ 商品の新たな生産又は販売方式の導入     | ■ サービスの新たな提供方式の導入        |
| ■ 上記項目の組合せ、その他の新しい知恵と工夫 | ■ 上記項目に伴う販路拡大に係る取組       |

注3：中小企業者とは、「中小企業基本法」第2条に規定する中小企業者としてします。

注4：三重県版経営向上計画ステップ3の認定を受けた者は審査において優遇措置があります。

注5：NPOとは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体とします。

注6：上記の要件を満たす者で構成される「有限責任事業組合契約に関する法律」第2条に規定する有限責任事業組合が申請する場合は、当該組合員の肩書き付き名義で申請することにより助成対象者となれます。

注7：過去と同一の助成事業については、助成対象にはなれません。また、助成対象となった事業者は、同一年度において2回以上助成対象者にはなれません。

#### 2 助成対象事業

地域の多様な主体によって、地域の特性を活かして実施される、次に掲げるビジネスとします。

##### 地域資源活用型

地域の多様な主体によって実施される、地域特有の資源や地域特性を有効に活用した取組を図る地域資源活用型の事業。

ア、中小企業地域資源活用促進法(以下「地域資源法」という。)に基づき、県が指定した特定地域資源を活用した取組による商品づくりやサービスの提供。

※県が指定した地域資源については当センターの応援ファンド助成事業のホームページのリンクを利用するか、直接下記のURLでご覧いただけます。

URL <http://www.pref.mie.lg.jp/chishi/hp/index.shtm>

イ、知名度は低いものの、地域の特徴的な農林水産品、加工技術や観光資源で、新たな価値を見だし、今後の地域資源法による指定の可能性のある地域資源を活用した商品づくりやサービスの提供。

「ものづくり部門」「グローバル部門」については、別パンフレットをご覧ください。

### 3 助成率・助成限度額・助成期間

助成事業名	助成率	助成限度額	助成期間
地域資源活用型	2/3	400万円以内	平成30年12月31日

※助成事業の効果的な実施の観点から最低助成額を50万円とします。  
※支出に伴う消費税及び地方消費税は助成の対象となりません。  
※交付決定のあった日から助成期間が始まります。

### 4 助成対象となる経費

当該助成事業を適切に実施するために必要な経費であって、次に掲げるものとしします。

- (1) 委員、講師等外部専門家に対する謝金
- (2) 委員、講師等外部専門家又は事業実施に必要な役職員の旅費
- (3) 会議費、会場・事務所借用料、資料・原材料購入費、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、備品購入費、機器等借損料、筆耕翻訳料、消耗品費、雑役務費等の事業実施に係る経費
- (4) 当該事業に係るマーケティング調査等の委託費(その事業の全てを委託するものを除く)

※この助成金事業はソフトを中心とした事業が対象です。ひとつの費目は助成総額の1/2未満とし特定の経費に偏らないようにしてください。  
また、事業を開始する初期段階(準備・開発・周知費用等)の経費を対象としています。詳細は、下記ホームページ等でご確認ください。

### 5 応募方法

みえ地域コミュニティ応援ファンド助成金交付事業実施計画書(以下、計画書という。)に必要な事項をご記入のうえ、公益財団法人三重県産業支援センターまで郵送または直接ご持参ください。

提出された書類は返却いたしませんので、必ず控え(写し)をお取りください。

なお、提出時は、正本1部と副本(写し)2部の提出をお願いします。また、その他提出書類がありますので、受付書類チェックシートをご確認ください。

計画書及びチェックシートは当センターのホームページからダウンロードしてご利用ください。

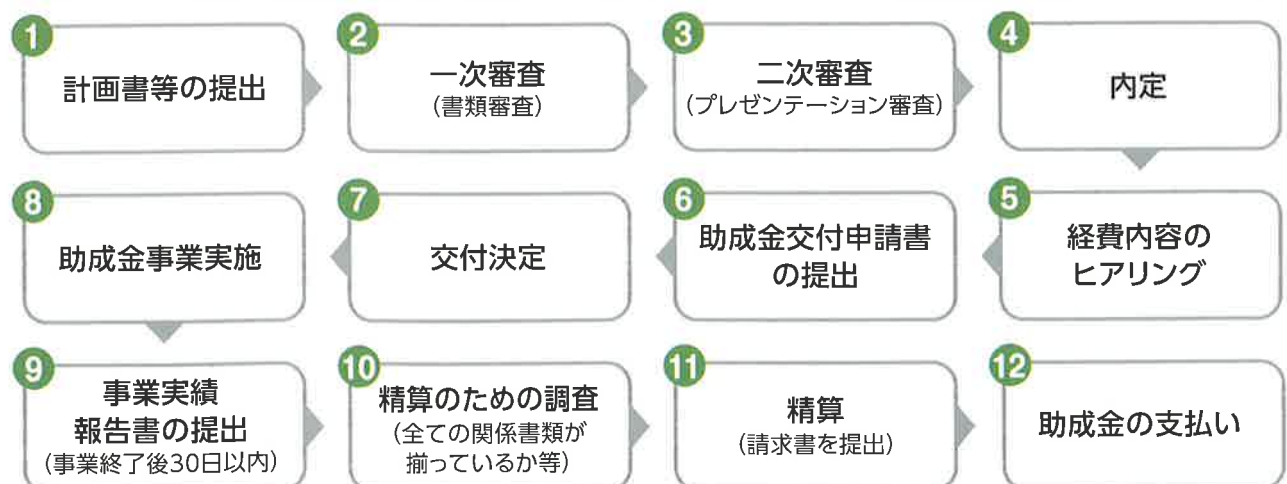
URL <http://www.miesc.or.jp/shigen-fund/>

### 6 審査項目

審査会では、次に掲げる審査項目等を審査します。

- (1) 地域資源の活用による地域への貢献度
- (2) 事業の新規性、市場性、成長性、実現可能性
- (3) 今後の事業収支予測による経営性、事業の継続性

### 7 事業の流れ



## 1 募集期間

【平成29年度第3回】平成30年2月20日(火)から3月19日(月)17時まで(必着)

## 2 審査方法

提出された計画書は、有識者等で構成する審査会によって、一次審査(必要に応じてヒアリング等を実施する場合がございます)を行い、通過した申請者を対象に二次審査(プレゼンテーション審査)を実施し、公益財団法人三重県産業支援センターが交付先を決定します。

- ・三重県版経営向上計画ステップ3の認定を受けた者が申請する場合、以下の取り扱いとします。
  - ①一次審査(書類審査)を免除する。
  - ②二次審査において、審査得点を一定加点する。

## 3 審査スケジュール

【平成29年度第3回】

- ・一次審査：平成30年3月下旬から4月中旬頃
- ・二次審査：平成30年4月上旬から5月上旬頃

※上記スケジュールは、審査の都合上、変更する場合があります。

## 4 説明会等の開催

助成金説明会と個別相談会(事業計画書の相談)等の開催を予定しています。

詳細につきましては、公益財団法人三重県産業支援センターの「みえ地域コミュニティ応援ファンド助成金」のホームページをご覧ください。

## 5 この事業は下記企業等の協力によりファンドを組成し、その運用益で助成するものです。

北伊勢上野信用金庫、紀北信用金庫、桑名信用金庫、株式会社第三銀行、株式会社百五銀行、株式会社三重銀行、三重県信用農業協同組合連合会、三重信用金庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構、三重県

## 6 注意事項

- ・応募をされる方は、申請される「みえ地域コミュニティ応援ファンド(地域資源活用型)」の助成金交付要領がありますので、熟読のうえ申請いただきますようお願いいたします。
- ・同一事業者による、同一ファンドへの複数案件の応募はできませんのでご注意ください。
- ・助成金交付については、審査会での審査結果等により、助成申請額を減額して交付する可能性があります。
- ・助成金を受けようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に該当する暴力団または暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体及びその構成員と認められる場合は対象となりません。
- ・助成金を受ける内容が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)による規制の対象とされている業種、その他公序良俗に反するものであると認められる場合は対象となりません。
- ・助成事業者、代表者、役員、その他業務に関わる従業員がその助成事業に関し、刑法等法令又は条例、規則に違反する行為を行った場合は対象となりません。
- ・助成先に決定された事例について、助成先の了解のもとにインターネット等を活用して広く情報提供を行い、各事業の啓発に努めさせていただきます。
- ・助成決定後に、虚偽の事実等が判明した場合は、助成先としての取り消しや助成金の返還を命じることがあります。
- ・助成金の交付は、原則事業完了後になりますので、助成事業期間中に必要な資金は、各社で一時的にご負担ください。

### 問い合わせ・計画書提出先

#### 公益財団法人 三重県産業支援センター

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル5階

TEL:059-228-3585 FAX:059-228-3800

E-mail: fund@miesc.or.jp

URL <http://www.miesc.or.jp/shigen-fund/>

